

処 分 基 準

| 基準の名称 | 林業種苗法に係る違反種苗の表示是正命令等審査基準 | |
|--|--------------------------|------------|
| 法令等名 | 根拠条項 | 許認可等・処分の概要 |
| 林業種苗法 | 第19条 | 義務違反に対する命令 |
| 基準の内容 | | |
| <p>林業種苗法第18条に定める表示標を添付しないか、表示書を交付しないで種苗を配布した場合、同表示標または表示書に虚偽の記載をして種苗を配布した場合、表示標または表示書に、記載しても良いと定められている事項以外の事項を記載して種苗を配布した場合で、口頭による是正についての行政指導を十分に行って後、なおかつ従わない悪質な違反者に対して本条による是正の命令を行う。</p> | | |